

第1回 愛媛県食の安全安心推進県民会議 議事概要

日時：平成21年5月13日（水）13:30～15:30

場所：県議会議事堂4階文教警察委員会室

1 開会あいさつ

〔仙波保健福祉部長〕

本日は、委員の皆様方には大変お忙しい中をご出席いただき、誠にありがとうございます。また、先に、委員就任をお願い申し上げました際には、快くお引き受けを頂き、改めて厚くお礼を申し上げます。

当県民会議のテーマでございます「食の安全安心」は、県民生活に最も身近で大切な問題であります。近年、食品の賞味期限の改ざんや産地偽装など、食品の安全性や表示の信頼性が損なわれる事件が県内でも発生しており、県民の不安を払拭し、食の安全安心を確保することが重要な課題となっております。

このような中、国におきましては、消費者の安全安心に関することを一元的に進める消費者庁が年内に発足する動きとなっておりますが、愛媛県では、食の安全安心に係る施策を総合的、計画的に推進するため、昨年12月、議員提案により「愛媛県食の安全安心推進条例」が制定されました。

この条例には、県の責務をはじめ、食品等の自主回収に係る報告制度や全国初めてとなる自主回収への協力制度など、食品関連事業者に関する規定のほか、県民による危害情報申出制度などが盛り込まれておりまして、特に、自主回収報告制度については、これまで食品衛生法施行条例に基づき、健康被害の恐れのあるもののみが報告の対象とされていたものを、健康被害に結びつかないまでも表示違反や他法令に基づく違反等が原因であるものへも対象を拡大したことにより、これまで以上に県民の安全安心の向上や事業者の危機管理意識の向上、情報公開の促進等が期待できるものと考えております。

皆様方をお願いいたしましたこの県民会議は、県が策定する食の安全安心の推進に関する計画について専門的なご意見をお伺いするとともに、重要な事項について調査審議をお願いすることとしておりまして、本日の会議では、条例の内容についてご説明申し上げるとともに、推進計画の策定方針等についてご審議をいただくこととしておりますので、忌憚の無いご意見、ご提言を賜りますようお願い申し上げます。

2 委員紹介

（事務局より各委員の紹介〔五十音順〕）

愛媛大学農学部生物資源学科教授

大隈 満 委員

愛媛県学校栄養士協議会会長

岡田恵美子 委員

愛媛県連合婦人会副会長

川本登倭子 委員

愛媛県生活協同組合連合会理事	白川千鶴	委員
四国乳業株式会社品質管理室室長	清家 厚	委員
社団法人愛媛県食品衛生協会理事	田中 剛	委員
周桑農業協同組合代表理事専務	戸田耕二	委員
松山東雲短期大学生生活学科教授	逸見幾代	委員
遊子漁業協同組合専務理事	松岡真喜男	委員
株式会社フジお客様サービス・環境保全室室長	矢野昌美	委員

3 会長及び副会長の選任について

清家委員より、会長に大隈委員、副会長に逸見委員の推薦があり、各委員了承。

(以後、大隈会長により議事進行)

4 会長あいさつ

[大隈会長]

ただいま会長の役目を仰せつかりました大隈でございます。食品の安全安心ということで大変な問題となっていて、私も、もとは農林水産省の役人でございますけれども、十年前に比べると組織の存亡そのものが掛かっているような状態と理解しております。

そういう意味で、愛媛県の取組みも、条例を作られて、それを基に、この会で皆様のご意見をいただくということで、私としても大変な役目を仰せつかったなと思っておりますけれども、ここから県の方へ色々と皆様のご意見を出していただいて、是非、愛媛県の食の安全安心の行政が進みますように、忌憚のないご意見を賜りたいと思っておりますので、今日は宜しく願いいたします。

5 議 事

(1) 会議の公開について

「審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき本会議を「公開」とすることについて、各委員了承。

(2) 愛媛県食の安全安心推進条例について

<【資料1】により事務局から概要説明>

(3) 食の安全安心に関する取組みについて

<【資料2】により事務局から概要説明>

質疑応答

〔白川委員〕

相談件数が203件ということで、昨年と比べて増えてきているというご報告だったのですが、相談窓口は県内にどのくらい設置されているのでしょうか。

〔事務局〕

相談窓口は、各保健所ごとになりますから、県の6保健所、それから松山市の1保健所ということで7保健所となります。

〔田中委員〕

「平成21年度食の安全安心推進計画」の新規事業であります。私、南予から来ておりますので、「南予の味覚」販売拡大支援事業について、ご説明をお願いしたいと思います。

〔事務局〕(ブランド戦略課)

「南予の味覚」販売拡大支援事業についてご説明させていただきます。

本事業は、地方局独自予算という21年度からの取組みで、新規に予算化された事業でございます。食の安全安心推進条例の中におきましては、生産者と消費者の距離を近づける、いわゆる、地産地消を拡大していこうという趣旨で予算化したものでございます。

具体的な内容を申し上げますと、地産地消といえども、消費地との間の距離が長い、南予地域におきましては、南予のものを南予だけで消費するというのは難しいということから、生産の基地をなしています南予を、特に産直施設間の連携を図りまして、産直施設連合体として、本県一番の消費地となります松山市において農林水産物を中心とした産品を広くPRし、販路の拡大を図っていくという目的の事業でございます。

実施に向けましては、地方局の職員が中心となりまして、南予に点在しております産直施設を連携させる連携会議を設置いたします。その会議での議論を通じまして、消費地に向けたPRなり、販売拡大の取組みを協議した後、PR用の資材を配布するでありますとか、銀天街、大街道などで販売のための産直共同イベントを開催するなどを具体的に進めていくことによりまして、南予の農林水産物などを広くPR、販売拡大するという活動を考えているようでございます。

なお、本事業に取り組むことによりまして、県内におきます生産地と消費地の距離を近づけ、県内農産物に対する正しい理解、または、農産物生産者も正しい作り方を進めることによりまして、本県全体の食の安全安心に繋がっていけば、重要目的の一つを達成する取組みになるのではないかとということで関連事業としてあげさせてもらっているものでございます。

〔田中委員〕

今、言われました産直施設というのは、道の駅、海の駅、物産館等ということでよろしいのでしょうか。

〔事務局〕(ブランド戦略課)

皆様ご承知のとおり、南予の産直施設、例えば内子町の「からり」、鬼北町の「森の三角ぼうし」、愛南町の「MIC」でありますとか、既に松山市へ出店しているところもございます。そうしたことから、全ての道の駅、海の駅、更には産直施設を対象とするのは非常に難しいということもございまして、希望するところがまとまって連携会議を作ることを考えております。

〔大隈会長〕

アンケートをやっておられますが、行政の方として、これはなかなか意外であったとか、発見であったとか、重点に思っておられるようなことがあったらコメントいただけますか。大体想定の範囲内でしょうか。

〔事務局〕

はい。例えば、BSE等の全頭検査ということに関しましては、食の安全に対して大変強い関心を持っていただいているなと思っております。

(4) 食の安全安心の推進に係るスケジュールについて

<【資料3】により事務局から概要説明>

〔大隈会長〕

我々としては、推進計画策定のところ、要するに今日と、それから9月と12月に会議があるのだなということ踏まえておけばいいのかなと思います。それからパブリックコメントは9月の後に入りますので、12月の時にはそういったものも踏まえた議論になるうかと思しますので、今日も含めて3回意見を申し上げるチャンスがあるをご認識いただければいいかと思っております。

(5) 食の安全安心に関する計画骨子(素案)について

<【資料4】により事務局から概要説明>

質疑応答

〔大隈会長〕

かなり複雑なのでちょっとややこしいかと思いますが、議論に入る前に事務局にお尋ねして整理させていただきたいことがあるのですが、資料のトップに「推進計画骨子(素案)」と書いてあって、その中身が、「1これまでの取組み」から始まって、「6推進計画の施策目標、推進体系」までとなっております。ということは、推進計画というのが出来上がったときには、それを開きますと、1ページ目には、「これまでの取組み」というのが書かれていて、その内容は、この資料の2ページにあるようなことが文章に出てくるという理解でよろしいでしょうか。

〔事務局〕

そのとおりです。

〔大隈会長〕

そうしますと、普通はそういう推進計画であれば、16 ページに書いてある「施策体系図」が、図ではなくて文章か何かで表示されて、何ページかにわたる計画となるのが普通かなと思うのですけれども。というのは何故かと申しますと、この資料の 5 ページに「推進計画の位置付け」、それから 7 ページに「推進計画の概念図」というのが出てまいりますが、普通は自分の計画を自分で位置付けるという必要はないのではないかなと。例えば、これ一体どういう位置付けなのだと聞かれたら、こんなお答えをするとか、そういうのが大体通常じゃないかと思うのですけれども。ただ別に、入れていただいても構わないのですが、ものの言い方として、自分の推進計画を自分で推進計画と呼んでいるというのは、何か変な感じがいたします。要するに、理解としては、ここにあるとおりで、内容は、「これまでの取組み」から始まって、ずらずらと出てまいりまして、最後は、推進計画の施策体系を全部説明されるものというふうに理解しますけれども、そのあたりはちょっと分かりにくいので、こういうタイトルの付け方は工夫された方がいいのかなという気はいたします。最初にこの資料を読んだ時に、資料の 8 ページから 16 ページが計画書になって、1 ページから 7 ページは事前の説明だろうと思っていたのですが、そうではないようなので、委員の皆様もそういうつもりでお読みください。1 ページから 7 ページも計画の中身になっているということです。

それから、あらかじめ委員の皆様に申し上げておきたいのですが、3 回会議があるわけですが、今日の会議では、非常に大雑把な骨組みのところについて、ひっくり返るようなご意見があれば、いただいてもかまわないといけなようなのです。

それで、一つ目は何かといいますと、この推進計画の構成です。つまり、1 ページの目次の部分は概ねこんな感じでよろしいですか、というご議論、それから二つ目、計画期間は 5 年でよろしいか、というご議論、それから 3 点目が、16 ページの「施策体系図」を見ていただければいいのですが、まず、目標「食の安全安心を実感できるえひめの食卓」、それから、基本施策「 正確で分かりやすい情報の提供」、「 生産から消費に至る食の安全安心の確保」、「 関係者間の相互理解と協働の推進」というこの 3 つの柱にいたしますよ、という点について、それから、施策目標として 1 から 17 まで細かい内訳が出ているのですが、こういう設定でよろしいでしょうか、という以上 3 点について、不可欠な事項としてご議論していただきたいなと思っております。

その他に、現状や課題の認識はこれでいいのかというのは、それはまた、後 2 回の会議の中で、追っかけてご意見をもらわないといけなないと思っております。

それでは、計画の構成ですが、これを巡って何かご意見ございますでしょうか。私の意見は先ほど申し上げたとおりです。それから、もう一つ付け加えさせていただきますと、この構成の中で、12 ページから 15 ページまでの条例の条文に対比させた、この現状と課題という説明はいるのだろうかという気がしております。といいますのは、この推進計画を県民の皆様が読むわけですけれども、むしろ県民の皆様は、16 ページを見ると思います。条文の

何条に対応するかどうかというのは、県民にとってはたぶんどうでもいいことではないのかと思います。県庁の職員の皆様にとっては大事かと思いますが、推進計画でこれはいるのかなというふうに私は感じております。

もう一つ、7ページですが、「推進計画の概念図」とあるのですが、これは「推進計画の概念図」ではなくて、「推進体制の概念図」とかいうべき話かなと思うのですが、如何でしょうか。

〔事務局〕

確かにおっしゃるとおりで、推進計画を取り巻く概念図といったような、ちょっと省略されていたのですが、そういうイメージかと思われまます。また、表題等につきましては、修正等を加えたいと思っております。

〔大隈会長〕

それでは、推進計画期間の5年については各委員さん如何でしょうか。

〔白川委員〕

他県などの例では、大体5年というふうに書かれていたので、それはいいかと思うのですが、このところの世の中の変化をみますと、5年というのはちょっと長すぎるのではないかと。企業では、大体3年で計画を作るという時代ではないかと思ひます。5年を目処に作られても、3年目には総棚卸しをして見直すとかが必要ではないかと思ひますが、先ほど、毎年見直しすると言われまましたので、そういうことなのでしょう。ただ、5年というのは少し長いような気がしまますので、少し中身を考へての計画にした方がいいかなと感じまました。

〔戸田委員〕

白川委員が言われまますように、生産の立場から見ましても、5年というのはちょっと長いのではないかという気はしまます。やはり通常3年ではないかと思ひます。その中で見直しを図っていくべきではないかと思ひます。

〔矢野委員〕

中身、内容によると思ひまますので、現時点で5年が長いとか短いとかの意見はございません。

〔松岡委員〕

水産なのですが、毎年もの凄く変化をしておりまます。5年が設定期間ということになっていまますが、5ページに書いてあるとおり社会情勢に依じて適宜見直しということですので、それはそれでいいかと思ひます。5年でも3年でもさほど問題はありませませんが、今の情勢を見ると、できるだけ短めの期間の方が対応できるのかとは思ひます。

〔田中委員〕

3年がいいかと思ひます。

〔岡田委員〕

同じです。

〔川本委員〕

同じです。

〔清家委員〕

設定期間5年で構わないと思います。3年にするにしても、いずれにせよ計画の変更というのは出てくるとしますので、一応の目安として設定期間5年とする、という考え方であればいいと思います。

〔逸見副会長〕

健康の側面からの影響を考えると、中長期目標というのは、5年ぐらいのスパンで決められております。短期目標であれば、数ヶ月から1年の短いものでよいかと思いますが、中長期ということであれば、5年ぐらいが妥当な期間かと一般的には言われております。

〔大隈会長〕

ここで決をとるようなことではございませんので、事務局ではここで出た意見を参考にさせていただければと思います。私の意見を言わせていただきますと、農林水産省の基本計画は大体5年ということで、中長期というと普通は5年かなと思っています。折衷的な形として、毎年見直すという前提となっておりますが、例えば3年目の中間見直しに重点を置くという考え方もあろうかと思っています。5人(3年支持)対3人(5年支持)という感じではございますが、一応ご検討いただいて、次回にお考えを提示いただければと思います。ただ、弾力的、機動的に動けるようにというご意見が多かったという点は、踏まえていただければと思います。

〔大隈会長〕

それでは、3点目、基本施策と施策目標の設定は適切かということですが、これは、ちょっと分かりにくいなと思っておりますのが、「食の安全安心を実感できるえひめの食卓」という「目標」があり、その下に3つの基本施策がありまして、さらにそれを細分化したものに「施策目標」があり、目標という言葉が再度出てきております。施策のブレイクダウンを表す言葉としてもうちょっと適当な言葉がないかなと思っております。

ちなみに、目標のキャッチコピーについて、これでよろしいかということも議論に含めていただいて結構でございます。もし、言葉使いや、こう変えたらいいとか、こういう方法で決めたらいい、というのがありましたら、今出しておいていただいて、2回目以降で議論したいと思っております。そこも含めて、目標、基本施策、施策目標の立て方に対するご意見等あればいただきたいと思っております。

〔事務局〕

現在、「食の安全安心を実感できるえひめの食卓」というキャッチコピーを載せさせてもらっていますが、これは、あくまで事務局が一時的に付けているというもので、決まったものではございません。ですから、県民の方に親しんでいただいて、分かり易く、一言で理解

していただけるような、スローガンの他の案がありましたら差し替えは可能です。最初から、これありきではありませんので、その辺はご理解いただければと思います。

〔大隈会長〕

そういう意味で、目標なのかなという気はするのですが、

〔事務局〕

俗にいうキャッチコピーとかスローガンといった形のものだと思うのですが、確実に決まっているのは、次の基本施策の3本柱に基づいてということで、それを分かり易く表現した言葉が一つ欲しいな、ということです。

〔大隈会長〕

条例第8条に環境に及ぼす影響への配慮とありまして、現状は、「環境保全型農業の拡大」、「有機農業の確立と発展」、課題として、「環境と調和した持続的な生産の推進」とありますが、16ページの体系図に、これに対応した記述はありますか。

〔事務局〕

基本施策の施策目標4において記載しております。

〔大隈会長〕

「環境と調和した持続的な生産の推進」については、既に環境保全型農業が進めていることで、課題の欄に書かれている「化学肥料・化学農薬の削減」だって、環境保全型農業なのです。ですから、既に現状で対応できていることでして、何故、課題なのかというのが疑問です。

〔事務局〕

おっしゃるとおり、できている部分もあるかと思うのですが、より一層県内でそういった取組みを推進していきたいということから課題として上げさせていただいています。

〔大隈会長〕

より一層の推進ということであれば、何が、どこが一体足りなかったのか、これらは数値目標に繋がる話になるかと思うのですが、減農薬、減化学について、例えば今1%なのを5%にしますとか、そういったことを目標にすれば、はっきりしてくると思います。

同じような視点で見ますと、第19条の「調査研究等の推進」において、課題として、「消費者ニーズにあった農水産物の研究開発」ということですが、現状のところを見ると、「化学技術や化学農薬の節減技術等の確立」、「有機農産物の技術開発」や「農薬の一日摂取量」等とありますが、これらは健康問題という感じのものです。課題の「消費者ニーズにあった」というのは、普通は商用的な話として受け止めてしまうのですが、安全に対する消費者のニーズというのは、安全であってくれというのは当たり前のお話であって、例えば「みかんを甘くしてほしい」とかというのが、いわゆる消費者ニーズであると思います。よってここは、現状と課題にずれがあるという印象を持ちます。

〔矢野委員〕

施策目標における「自主回収への協力の推進」ですが、課題のところは「小売業者への指導の徹底」とあるのですが、小売というのは販売業でありまして、自主回収の原因というのは、小売業者自身の表示間違い等もあるのですが、決して小売業者だけのミスだけでなく、メーカーさんであったりとか、色んな原因が考えられる中で、課題のところだけを見ると、小売業者が原因となるものが多いのかな、という印象を受けまして、そこが気になりましたので、意見として言わせていただきます。

〔事務局〕

今回の条例については、理念、努力目標的なことが書かれているわけでありまして。例えば、小売業者の方に責任がなくても、そういった方々を含め、県民全体にご理解をいただいて取り組んでいくための条例だと思っております。会長が先ほど言われました調査研究につきましても努力目標でありまして、また、この課題につきましても、想定でしか書いておりません。

また、キャッチフレーズにつきましても、皆様から話をいただいた中で議論していきたい。如何にすれば、県民の皆様にご理解、協働がいただけけるのか、また責任のない方にも協力いただけるのか。本来は、健康危害があるからこそ、皆様やマスコミにお知らせして、冷蔵庫にあるものを回収させていただくというのが本来の目的であるのですが、そうではなくて、事業者自らに回収していただくという努力目標を、如何にすればできるようになるのかというのが、今回の協働の目的であります。具体的な課題についても、言われるとおり、そぐわない点、または仮定で書いている箇所もありますので、そこら辺はご勘弁いただきたいと思っております。

〔田中委員〕

16 ページの施策目標の9「H A C C P 制度」についてお伺いします。結構難しい制度だと思うのですが、現在、県として何事業者がこの制度を導入しているか把握されているのですか。また、21 年度は、それをどのように増やしたいという計画があるのかお聞かせください。

〔事務局〕

H A C C P といいましては、ご存知のとおり、高度な衛生管理手法でございまして、現在、県内における総合衛生管理製造過程の承認施設は4 施設ございます。それ以外に、対米や対 E U への輸出を行う施設について10 施設ございます。

これから作る県版 H A C C P の目標については、この会議でご協議いただかないといけないと思うのですが、あまり承認のハードルを高くしてしまうと、実際、認証される企業が少なくなりますし、下げすぎると何のために作ったのかということになりますので、どの程度のご努力で認証できるような制度にするかということも含めて、今後、検討させていただきたいと思っておりますので、当面、何施設を目標にするか、というようなものは、今、事務局で提示できるようなものを持っておりません。

〔大隈会長〕

この関連でお伺いしたいのですが、2回目、3回目の会議において何か数値目標の素案が出てくるのでしょうか。

〔事務局〕

計画の進捗状況を確認するためには、数値目標はとても有効だと思うのですが、数値目標を取るために一生懸命事業をするというのでも困りますし、そこは数値目標が取れるものと取りにくいものとあると思いますので、全てに数値目標をとというのではなく、可能なところから考えていければと思っております。ですから、次の会には、そういったものも提示できればと考えております。

〔白川委員〕

施策目標の2に、「食の安全に係る相談窓口の充実」とあるのですが、課題に、「食に関する各相談窓口間の連携」と書かれていますが、充実と掲げた割には、連携だけではちょっと物足りないような気がします。先ほど、食の相談窓口は7箇所とお聞きしたのですが、相談窓口の増設というのは考えられていないのでしょうか。

〔事務局〕

先ほどご報告した相談の内容は、保健所の窓口での実態でございまして、実際は、食の安全に関する相談は、県の組織の中でも色々なところが受けております。それぞれ食に関する法律が分かれておりまして、それぞれの法律を所管しているところで相談を受けているところであります。今後は、それらを有機的に連携させながらやっていきたいと思っております。窓口そのものは、先ほど申しました保健所の7箇所だけではございませんので、その辺りも整理してお出しできればと思います。

〔大隈会長〕

これは、いずれにしても2回目、3回目の時に、もう少しブレイクダウンして、項目ごとに議論していった方がよろしいですね。今日は最初ということで大雑把にやりましたが、非常に効率も悪いし、皆様の意見もバラバラする感じもしますので、2回目以降ご配慮いただければと思います。また打ち合わせをさせていただければと思います。

〔矢野委員〕

来週、18日、20日、22日に、県下で条例の説明会を開催されるということですが、どこまでの内容の説明会を予定されているのか、簡単にお伺いします。

〔事務局〕

条例を制定した経緯、背景でありますとか、条例の趣旨、内容、それから具体的な内容としては、自主回収報告制度、また、今後の予定につきましては、こういう県民会議で議論を行います、といった内容を説明する予定としております。

〔田中委員〕

条例説明会ですが、南予では、5月22日の金曜日に、西予市宇和町の愛媛県歴史文化博物館で開催される予定となっておりますが、広くて交通が不便な南予であります。せめて、

旧地方局単位で、八幡浜地方局管内、宇和島地方局管内で一箇所ずつ開催するという配慮をすべきでないかと思えます。細かいところですが、県民のニーズに合うような対応をしていただきたいと思えます。

〔戸田委員〕

16 ページの施策目標の4「安全安心という消費者ニーズに応えた生産」、5「生産履歴等情報の積極的な開示」と分かれていますのですが、現状欄の記載では内容が混じっており、区別できるものなのかなと思っております。これらは大きい視点で見ると、どちらも「安全安心という消費者ニーズに応えた生産」の一環としての取組みになるのではないかと感じます。「生産履歴等の積極的な開示」というのは、安全安心という消費者ニーズに応えるための方策としてやっているものであり、一括りにできるのではないかと思えます。

〔事務局〕(ブランド戦略課)

戸田委員のおっしゃるとおりで、生産現場での取組みとしては、できるだけ農薬、肥料を使わないように作って、その履歴、使った農薬、肥料をきっちりと消費者の方々または、流通段階に明示していきましようという一体のものでございます。

そうした中で、あえて分けて考えさせていただいている理由は、農業者が取り組むべき部分が施策目標4の方、更に農業者の方が発信されたその情報を、流通業者、販売業者、または消費者にきっちりと受け止めていただく意識啓発の取組みを施策目標5の方としております。一つの農産物の流れを、出す方と受け取り手の方とであえて分けさせていただくことによって、その取組み全体での意識啓発や浸透度合いを高められないかな、ということから分けさせていただきました。実際の取組みになりますと、一体的な活動も多くなると考えております。

〔大隈会長〕

少し分かりにくい部分もありますが、時間が迫っておりますので、ちょっと整理いただいて、今のご説明ということであれば、文章にさせていただいて次回にでもメモでいただければと思えます。ただ、もし生産者と消費者ということに分けているのだとすれば、課題欄の「消費者ニーズに対応したトレーサビリティの確立」というのは、むしろ生産者が注視すべきことであって、消費者がどうこうということではないかと思えます。施策目標の4と5の関係について、再度ご検討をお願いしたいと思えます。

〔大隈会長〕

それでは、他にも色々あるかと思えますが、時間が迫りましたので、次回の9月までの間に、早めに事務局に知らせておきたいこと、または分からない点などありましたら、メール、電話、FAXなりで事務局へご連絡していただければと思えます。それで、9月にまた、より詳細をご議論いただければと思えます。

最後に確認なのですが、推進計画の構成につきましては、先ほど私が申し上げたようなことも含めて、お考えいただければと思います。特に、条例との対比に関する12ページから15ページの必要性の話、また、表現が自己言及的になってしまっている部分についてもお考えいただきたいと思います。

それから、推進計画の期間ですが、5年というよりは、もっと弾力的に考えていただいた方がいいのではないかとということで、委員の意見としては3年という方が多かったと、折衷的に、例えば5年としておいて中間見直しをきっちりやるとか、また、ご検討いただければと思います。施策目標の設定については、特に、4と5についてご指摘がありましたのでご検討ください。

〔事務局〕

大変長い時間、熱心にご議論いただきまして有難うございました。資料が大変複雑になっておまして、委員の皆様には分かりにくかったところもおありかと思えます。今後、会長さんと打ち合わせをさせていただいて、今回の議論を整理し、次回会議の進め方や資料等について、皆様に協議していただきやすいものに整えたいと思っております。

次回の会議は、9月を予定しておまして、今年3回の会議で推進計画を完成させたいと思っております。次回は、検討しやすい形でお出しさせていただければと思っております。更に詰めた内容についてご検討いただくことになるかと思っております。

本日は、本当に皆様、お忙しいところを有難うございました。